

特別支援学校（肢体不自由）高等部卒業後の進路と介助との関連について

Relationship between Caregiving and Career Paths after Graduating from a School for Children and Youth with Physically Disabled

加藤 隆 芳¹

Takayoshi Kato

要旨

障害の重度化・重複化、多様化が著しい肢体不自由児・者のうち、日常より介助を必要とする者（以下、要介助者）の進路選択には制限が生じる傾向にある。この背景を探るため、肢体不自由児を教育する特別支援学校高等部（以下、肢体不自由校）卒業生206名（内、要介助者67名）の進路実績を確認した。要介助者は、社会福祉施設等での就労支援や生産活動（以下、福祉的就労）と進学が多く、公的機関・企業等での勤務や自営（以下、一般就労）では、従事業種の偏りが確認された。肢体不自由児・者は介助の有無が進路選択の障壁といえる。合理的配慮の促進や障害福祉サービスの拡充とともに、自己の障害理解に係る指導方法の構築が望まれる。

キーワード：肢体不自由教育 社会参加 進路指導 身辺自立 身体介助

I. 問題と目的

障害児・者の自立と社会参加を促進するための取り組みや施策が展開されるなか、障害の状態を踏まえながら希望する進路についての選択に必要な情報や障害福祉サービス等が、当事者やその家族・支援者へ提供されている。こうしたなか、肢体不自由児を教育する特別支援学校（以下、肢体不自由校とする）高等部卒業生の進路決定状況について、文部科学省（2022）は『特別支援教育資料（令和3年度）』において示している。一瞥すると、令和3年度卒業生1744名のうち1472名（84.4%）が社会福祉施設等で様々な障害福祉サービスを利用しながら、個に応じた生活の構築や福祉的就労への従事を選択しており、一般就労（83名、4.8%）、職業訓練等（26名、1.5%）、高等教育機関等への進学（37名、2.1%）、在宅等（125名、7.24%）であった。一般就労や職業訓練等、高等教育機関等への進学の場合、障害の状態やライフスタイルに応じ、在宅勤務や通信課程を利用する等、多様な方法によりそれぞれの道を歩んでおり、また、在宅において家庭生活を営むという道を選

ぶ者も少なくないことが確認できる。

こうした背景には、肢体不自由児は障害の重度化・重複化、多様化が他障害より著しいという点がある。肢体不自由校354校（2022年時点）のうち、肢体不自由児のみ受け入れを表明する118校の小学部・中学部・高等部では、在籍児9308名のうち肢体不自由単一障害学級への在籍者はわずか1409名（15.1%）であり、これに対して、複数障害を随伴するために重複障害学級へ在籍する者は7899名（84.9%）と肢体不自由校在籍児の大半を占めている。なお、肢体不自由校の重複障害児は、知的障害を随伴することが多く、肢体不自由を含む複数障害の受け入れを表明する236校の小学部・中学部・高等部でも同様であり、肢体不自由を含む複数障害を随伴する在籍者13018名のうち10610名（81.5%）が知的障害を随伴している（文部科学省、2022）。つまり、肢体不自由児の多数は、身体機能と知的発達の遅れについての課題を抱えており、また、その状態は個々に異なるため、個別性に応じた多様な進路の選択が必要といえる。前述の通り、肢体不自由児の進路先が複数に渡る状況は、肢体不自由児・者の自立と社会参加

1 香川大学教育学部

に係る課題の解決が検討される過程において、福祉や労働に関する法体系の確立、学校と地域社会との連携による支援等が築かれたことが背景としてある。肢体不自由児・者は、脳性まひを中心にその就労困難があることが以前より指摘され、身体機能面に起因する業務遂行と移動の困難、職場定着や人間関係の構築、情緒や健康管理の問題が示され（三沢, 1967, 1972; 佐藤ら, 1968; 雇用職業総合研究所, 1982; 手塚・松井, 1984; 倉本, 1993; 障害者職業総合センター, 1994）、特に、脳性まひは障害等級と労働能力が一致しない職業上の重度障害者（川守田, 1985; 障害者職業総合センター, 1994）と認識された。手塚（2000）は、肢体不自由全体を通しての共通的な特徴や問題が他障害と比較して把握できない個性が高いという実態があるとし、卒業後の社会を知る教育活動の促進と職場実習の法制化（雇用職業総合研究所, 1982）、障害の重度化・重複化に伴う社会福祉施設等での福祉的就労等による社会参加の体系構築（手塚, 1981; 手塚・松井, 1984）の必要性が示された。また、障害の軽重や特性で進路指導の成否を定めない、個別化された指導（三沢, 1988, 1993; 松垣, 1986）が求められ、細村（1997）は、職業教育を広く「社会参加・自立のための準備教育」ととらえて全ての生徒を対象とすることの重要性を示した。以降、中学部・高等部段階の進路指導のみならず、生涯に渡るキャリア教育の視点による指導の検討がなされ、社会生活能力や自己決定力、これらの根幹をなす基礎学力の育成や、ICT機器の活用、地域や社会全体での柔軟な支援体制の構築等について議論された（飛松, 1999; 石渡, 2000; 江田ら, 2007; 佐々木ら, 2006; 諏訪田, 2007; 堀田ら, 2014）。

こうした経緯から、肢体不自由校の進路実績は、社会福祉施設等の場合、1980年代では60%程度であったが、年々増加の傾向を示し、2010年代以降はおおむね80%超を推移している。これと同時に、一般就労は1980年代の15~20%程度から減少傾向に至り、2000年代には5~10%、前述の通り、令和3（2021）年度には5%程度という状況へと至っている。

一般就労に関しては、肢体不自由校以外も同様の傾向にあり、1980年代の盲学校・聾学校・養護学校全体では30%程度であったものが、2000年代には20%程度へ下降という経過をたどっている。その後は、2007年における特別支援教育開始より、特別支援学校全体において一般就労が上昇傾向に転じており、『特別支援教育資料』の平成18（2006）年度から令和3（2021）年度までの特別支援学校全体の一般就労の平均人数・割合を確認すると、5451.8名（27.9%）となった。これには、自立と社会参加に向けた教育、とりわけ就労による社会参加に係る教育活動の充実が図られ、併せて、障害者雇用に係る各種法令等も改善されたことが背景にある。しかしながら、同時期における肢体不自由校の一般就労平均は167.3名（7.7%）であり、一般就労につ

いては改善を確認することはできず、他障害と比較して低い状況（星加, 2008; 江ヶ崎, 2013）にある。特別支援教育の開始に伴い、自立と社会参加が促進されている状況においても、一般就労を通じた自立と社会参加の実現は、肢体不自由校には必ずしも当てはまらない側面があるといえる。

肢体不自由校の場合、障害の重度化・重複化が著しいという実態があるとはいえ、肢体不自由単一障害学級への在籍者が一定数が在籍するなかで、なぜ肢体不自由児・者は障害者の一般就労全体の流れと異なる実態に至っているのかを明らかにすることが、進路指導上の課題としてあるといえる。この点と関連して、加藤（2016）は、障害者雇用を促進する国公立大学等に勤務する肢体不自由者への質問紙調査から、一般就労の場には日常において介助を必要としない者が多いことが予想され、要介助者が一般就労を行う際の就労支援体制には課題があることを指摘している。そのため、要介助者である場合、どのような進路選択をしているのかという点を明らかにする必要があるといえる。

そこで、本研究では肢体不自由校卒業生のうち、一般就労による社会参加を進路選択する可能性が高い肢体不自由単一障害の卒業生の進路実績に着目し、要介助者とそれに該当しない者との進路実績の違いを確認し、肢体不自由児・者の進路選択と介助との関連を探ることとする。

II. 方法

1. 調査対象

肢体不自由児を教育する特別支援学校354校（2023年4月時点）のうち、肢体不自由単一障害の高校生、または、肢体不自由と視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱・身体虚弱を重複する場合であっても、言語による他者とのコミュニケーションを自発的に図ることができるために、自身の意思により進路を検討することが可能な状態にある高校生が、継続的に在籍した実績のあるA特別支援学校（以下、A校とする）の卒業生を対象とする。A校の進路指導を担当する支援部が保管する卒業生進路実績記録を参照し、肢体不自由単一障害、あるいは、重複障害であっても他者とのコミュニケーションを自発的にとることができるため、一般就労や福祉的就労を通じた社会参加を目指す進路指導を展開した肢体不自由児の進路実績を取り扱った。また、A校卒業生の介助の状況については、指導記録に付された介助の有無等の記載を参照した。

2. 対象期間

A校支援部が保管する進路実績記録のうち、卒業生の詳細に関する記録が開始された2004年3月卒業分から、本研究を構想して検討に着手した2023年3月卒業分までの20年間を対象とした。

3. 倫理的配慮

A校校長へ研究の趣旨、研究がめざす社会的寄与、並びに、結果について個人が特定されないように数値のみで提示する旨を説明の上、資料閲覧願いを提出の後、作成した掲載資料等を提出して了承を得た。

4. 手続き

(1) 進路実績の分類

『令和3年度特別支援教育資料』（文部科学省、2022）に則し、その内訳は対象者の様々な社会参加の形態・方法を可能な限り表記するため、次の通りに整理した。進学、教育訓練機関等、就職は、対象者が進んだ機関等の種類別に分け、就職は、勤務の常用・臨時、有期・無期も確認した。社会福祉施設等入所・通所は、「障害者の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）」に基づく障害福祉サービスのうち、対象者が利用した障害福祉サービスをあげた。なお、障害者総合支援法施行以前の進路実績については、利用施設の当時のサービスと現行のサービスを確認の上、該当する現行サービス名称に分類した。その他は、家庭生活を営む、収益を必ずしも求めない就労等の多様な社会参加の方法、進路未定・不明、死亡を範囲とした（Table 1）。

(2) 分析方法

高等部卒業時点の進路実績を確認した。また、高等部卒業後に進んだ進路先から新たに進んだ進路先をA校支援部が把握し、記録に記されている場合については取り扱った。そのため、実績はTable 1に示した各分類・内訳を基にそれぞれ延べ人数で計上し、全実績における各分類・内訳の割合を明らかにした。

また、介助の有無については、学習や生活において日常的に支援を必要とする者、特に、社会生活を営む上で欠かせない食事・排泄・衣服の着脱、学習や作業時における補助を常時必要とする者を基準に、要介助者の人数を抽出した。その上で、これら要介助者を各分類・内訳別に確認した。

III. 結果

1. 対象者の年別人数と要介助人数

対象者は206名であった。そのうち67名（32.5%）が、食事、排泄、衣類着脱、学習時における教材教具の使用補助等、学校生活を営む上で要介助であった（Table 2）。

2. 対象者の進路実績

対象者206名の進路実績をTable 3に示した。進路先はTable 1を基に対象者の全実績から進学（大学、短期大学、大学院）、教育訓練機関等（職業能力開発校等、専修学

Table 1 対象者の進路実績の分類とその内訳

進路の分類	内訳
進学	大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者
教育訓練機関等	専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等の入学者
就職	自営業主等、常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者）、臨時労働者
社会福祉施設等入所・通所	児童福祉施設、障害者支援施設等及び医療機関を利用した者
その他	家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、進路が未定であることが明らかな者及び不詳・死亡の者等

文部科学省（2022）を参考

Table 2 対象者の年別人数と介助の有無（n=206）

年	人数 (名)	要介助 人数 (名)	年	人数 (名)	要介助 人数 (名)
2004	16	5	2014	9	3
2005	9	2	2015	11	4
2006	12	3	2016	10	3
2007	13	4	2017	8	2
2008	9	3	2018	11	3
2009	13	6	2019	8	3
2010	12	5	2020	8	4
2011	10	4	2021	7	1
2012	9	4	2022	10	1
2013	12	8	2023	9	2

校）、就職（民間企業等、公務員等、自営）、社会福祉施設等入所・通所（就労移行支援事業、就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型、自立訓練〈機能訓練・生活訓練〉、生活介護事業）、その他（在宅、家事手伝い、結婚〈家庭に専業〉、未定・不明、死亡）と分類別に整理し、206名における各項目の割合を示した。就職における常用・臨時、有期・無期の区別は、該当者全員が常用雇用であることを条件としておさえた。なお、有期・無期はA校において記録がないことを確認し、上記の内訳を定めた。

分類別では、進学（延べ101名、49.0%）、就職（延べ80名、38.8%）、社会福祉施設等入所・通所（延べ76名、36.9%）、その他（延べ54名、26.2%）、教育訓練機関等（延べ53名、25.7%）と続いた。内訳別は、大学（延べ89名、43.2%）、民間企業等（延べ58名、28.2%）、在宅（延べ43

名, 20.9%), 職業能力開発校等(延べ38名, 18.4%), 就労継続支援事業B型(延べ26名, 12.6%), 生活介護事業(延べ24名, 11.7%), 就労移行支援事業(延べ17名, 8.3%), 専修学校(延べ15名, 7.3%), 公務員等(延べ14名, 6.8%), 自立訓練(機能訓練・生活訓練)が延べ9名(4.4%), 自営(延べ8名, 3.9%), 大学院と短期大学はそれぞれ延べ6名(2.9%), 死亡(延べ4名, 1.9%), 結婚による家庭専業(延べ3名, 1.5%), 家事手伝いと未定・不明がそれぞれ延べ2名(1.0%), 就労継続支援事業A型(0名, 0.0%)であった。

3. 進路実績別の介助の有無の状況

進路先(分類・内訳)別の要介助者の人数及び206名における割合, Table 3に示した進路先毎(分類・内訳)人数に対する要介助者の割合をTable 4に示した。206名における要介助者を分類別にみると, 進学(延べ40名, 19.4%), 社会福祉施設等入所・通所(延べ36名, 17.5%), 就職(延べ22名, 10.7%), その他(延べ21名, 10.2%), 教育訓練機関等(延べ4名, 1.9%)であった。206名における内訳別要介助者は, 大学(延べ32名, 15.5%), 生活介護事業(延べ18名, 8.7%), 在宅と民間企業等が延べ15名(7.3%)ずつ, 就労継続支援事業B型(延べ11名, 5.3%), 自営(延べ7名, 3.4%), 大学院(延べ6名, 2.9%), 自立訓練(機能訓練・生活訓練)が延べ4名(1.9%), 専修学校と就労移行支援事業, 並びに, 死亡がそれぞれ延べ3名(1.5%), 短期大学と未定・不明がそれぞれ延べ2名(1.0%), 職業能力開発校と家事手伝いはそれぞれ延べ1名(0.5%)と続いた。なお, 公務員等, 就労継続支援事業A型, 結婚(家庭に専念)はいずれも0名(0.0%)であった。

次に, 進路先毎の分類別要介助者を割合の高い順に示すと, 社会福祉施設等入所・通所(延べ36名, 47.4%), 進学(延べ40名, 39.6%), その他(延べ21名, 38.9%), 就職(延べ22名, 27.5%), 教育訓練機関等(延べ4名, 7.5%)であった。また, 進路先毎の内訳別要介助者を割合の高い順に示すと, 大学院(延べ6名)と未定・不明(延べ2名)が100.0%, 自営(延べ7名, 87.5%), 生活介護事業(延べ18名)と死亡(3名)でそれぞれ75.0%, 家事手伝い(1名, 50.0%), 自立訓練(機能訓練・生活訓練)は延べ4名(44.4%), 就労継続支援事業B型(延べ11名, 42.3%), 大学(延べ32名, 36.0%), 在宅(延べ15名, 34.9%), 短期大学(延べ2名, 33.3%), 民間企業等(15名, 25.9%), 専修学校(3名, 20.0%), 就労移行支援事業(延べ3名, 17.6%), 職業能力開発校(1名, 2.6%), 公務員等と就労継続支援事業A型, 並びに, 結婚(家庭に専念)はいずれも0名(0.0%)であった。

進路先別の要介助者の割合が50%以上と非常に高く, 10名超の人数が確認されたのは, 進学, 自営, 就労継続支援事業B型や生活介護事業の福祉的就労, 在宅であった。こ

Table 3 進路実績

分類	進路先	人数 (名)	割合 (%)
	内訳		
進学	大学	89	43.2
	短期大学	6	2.9
	大学院	6	2.9
	小計	101	49.0
教育訓練 機関等	職業能力開発校等	38	18.4
	専修学校	15	7.3
	計	53	25.7
就職	民間企業等	58	28.2
	公務員等	14	6.8
	自営	8	3.9
	小計	80	38.8
社会福祉施設等 入所・通所	就労移行支援事業	17	8.3
	就労継続支援事業A型	0	0.0
	就労継続支援事業B型	26	12.6
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	9	4.4
	生活介護事業	24	11.7
	小計	76	36.9
その他	在宅	43	20.9
	家事手伝い	2	1.0
	結婚(家庭に専業)	3	1.5
	未定・不明	2	1.0
	死亡	4	1.9
	小計	54	26.2

※人数は延べ人数 割合は206名に対する

れに対し, 10名超の人数が確認されるものの, 要介助者の割合30%未満であるために, 割合が比較的高くないといえる進路先は民間企業等であった。また, 要介助者が少ないのは, 職業能力開発校や就労移行支援事業であり, 要介助者が0名であったのは, 公務員等, 並びに, 労働基準法に基づく雇用型の支援形式により賃金支給がなされる就労継続支援事業A型, そして結婚(家庭に専念)であった。一般就労とそれに関連する進路先においては, 要介助者の人数が多くない・要介助者の割合が高くないという傾向が顕著に示された。

4. 身辺自立が求められる一般就労の内訳

一般就労は, 労働基準法に則して事業や公務を遂行して賃金を得ること, あるいは, 経営者として自身の事業を通じて収入を得ている。そのため, 障害の有無に関わらず, 課された業務を自らの手により遂行する能力を有することが求められることから, 日常生活動作や業務に係る作業動

Table 4 進路実績別の対象者の介助の有無

分類	進路先		人数 (名)	進路先毎の割合 (%)	206名における割合 (%)
		内訳			
進学	大学		32	36.0	15.5
	短期大学		2	33.3	1.0
	大学院		6	100.0	2.9
	小計		40	39.6	19.4
教育訓練機関等	職業能力開発校等		1	2.6	0.5
	専修学校		3	20.0	1.5
	小計		4	7.5	1.9
就職	民間企業等		15	25.9	7.3
	公務員等		0	0.0	0.0
	自営		7	87.5	3.4
	小計		22	27.5	10.7
社会福祉施設等 入所・通所	就労移行支援事業		3	17.6	1.5
	就労継続支援事業A型		0	0.0	0.0
	就労継続支援事業B型		11	42.3	5.3
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		4	44.4	1.9
	生活介護事業		18	75.0	8.7
	小計		36	47.4	17.5
その他	在宅		15	34.9	7.3
	家事手伝い		1	50.0	0.5
	結婚（家庭に専業）		0	0.0	0.0
	未定・不明		2	100.0	1.0
	死亡		3	75.0	1.5
	小計		21	38.9	10.2

※人数は延べ人数

作の自立の程度の高さが、一定の基準において必要となる。しかしながら、要介助者である場合、介助を必要としない肢体不自由児・者と比較して自立の程度は低いといえる。こうした状況において要介助者のなかで一般就労へと進んだ者がどのような形態で勤務しているのか等について把握する必要がある。

そこで、要介助者で一般就労に関する進路を選択した対象者の就労形態等を確認し、Table 5に示した。民間企業等に勤務経験のある延べ15名のうち、延べ10名については、障害福祉サービスの提供事業者や福祉関連事業者、あるいは、障害者雇用の促進及び安定を図るために雇用者が障害者の雇用に特別の配慮した特例子会社に勤務していた。そのため、職場からの合理的配慮の適切な提供を受ける・同僚の支援が得られやすいといった環境にあることが予想された。また、障害福祉サービス等と関係しない一般の事業や教育・研究事業には、延べ5名が勤務の経験を有していたが、いずれについても施設設備に係る合理的配慮の適切な提供を受ける・同僚による支援が得られる状況に

ある、または、在宅就労による勤務形態であることが確認されるとともに、業務遂行が困難な場合には、家族の支援を得ながら勤務する者もいることが存在した。

民間企業等以外では、自らの能力を生かして自らの手で、あるいは、介助者や支援者とともに就業環境を構築することができる自営が7名であった。業種については、障害福祉関係は2名、そのほかは講師・執筆、翻訳、芸術等、研究と、職種は多岐に渡っており、自分が学んだことや得意とすることを生業としていることがわかる。

5. 要介助者の割合が高い進学における要介助者の卒業・修了後の進路

Table 4の進路先毎の分類別要介助者の割合が最も高いのは、福祉的就労を含む社会福祉施設等入所・通所（延べ36名、47.4%）であり、これに続いたのは進学（延べ40名、39.6%）であった。社会福祉士施設等入所・通所については、要介助において支援を受けながら生活を営み、社会参加を実現する場が多く含まれるため、要介助者の人数が多

Table 5 一般就労へ進んだ要介助者に関する進路の内訳

連絡先	就労形態	計 (名)
民間企業等	障害福祉サービス事業・通勤	15
	障害福祉サービス事業・通勤	
	障害福祉サービス事業・通勤	
	障害福祉サービス事業・通勤	
	障害福祉関連事業・通勤	
	障害福祉関連事業・通勤	
	障害福祉関連事業・通勤	
	障害福祉関連事業・在宅	
	一般事業（特例子会社）・通勤	
	一般事業（特例子会社）・在宅	
	一般事業・在宅	
	一般事業・通勤	
	一般事業・通勤	
	一般事業・通勤	
教育・研究事業・通勤	7	
障害福祉サービス事業		
福祉専門業		
講師・執筆業		
翻訳業		
デザイン制作業		
工芸品制作業		
研究職		

※人数は延べ人数

く、進路決定者における割合が高いという事実は、妥当といえる。また、今回の結果のなかで、進学において要介助者の人数が多く、進路決定者における割合が高いという結果の背景には、高等教育機関における合理的配慮の提供が義務付けられたことがあるといえる。では、合理的配慮が提供される環境を卒業・修了、あるいは、退学した後はどのような進路選択を行っているのか、高等教育機関を経ることにより、その後の進路選択において、高等教育機関を経ない者との違いがあるのかについて確認が必要となる。

そこで、要介助の進学者の卒業・修了、退学後の進路先を確認した（Table 6）。要介助者は延べ40名であるが、集計時の2023年3月の時点で、大学等へ在学中である者が14名確認されたため、この14名を除外した延べ26名が卒業・修了により、大学等へ在籍していない者として、その後の進路選択の確認の対象とした。分類別では、就職（延べ19名、73.1%）、その他（延べ9名、34.6%）、社会福祉施設等入所・通所（延べ7名、26.9%）、教育訓練機関等（0名、0.0%）であった。また、内訳別では、民間企業等（延べ12名、46.2%）、在宅（延べ8名、30.8%）、自営（延べ7

Table 6 進学を経験した要介助者の進学後の進路

進路先		人数 (名)	割合 (%)
分類	内訳		
機関等 教育訓練	職業能力開発校等	0	0.0
	専修学校	0	0.0
	計	0	0.0
就職	民間企業等	12	46.2
	公務員等	0	0.0
	自営	7	26.9
	小計	19	73.1
入所・通所 社会福祉施設等	就労移行支援事業	2	7.7
	就労継続支援事業A型	0	0.0
	就労継続支援事業B型	3	11.5
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	1	3.8
	生活介護事業	1	3.8
	小計	7	26.9
	在宅	8	30.8
その他	家事手伝い	1	3.8
	結婚（家庭に専業）	0	0.0
	未定・不明	0	0.0
	死亡	0	0.0
	小計	9	34.6

※人数は延べ人数 割合は対象26名に対する

名、26.9%）、就労継続支援事業B型（延べ3名、11.5%）、就労移行支援事業（2名、7.7%）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）と生活介護事業、並びに、家事手伝いがそれぞれ1名（3.8%）、職業能力開発校・専修学校・公務員等・就労継続支援事業A型はいずれも0名（0.0%）であった。就職を大学等の次の進路として選択した19名については、Table 5の民間企業等15名のうち12名、自営7名全員が該当した。

進学を経ることにより、要介助であっても民間企業等及び自営において、一般就労による社会参加を実現している。この状況に対し、一般就労を目指す就労移行支援事業へ進む者、福祉的就労や作業等を通じた社会参加や自立訓練を行う就労移行継続支援事業B型、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護事業といった多様な道を選択している点も確認することができる。また、在宅が延べ8名という点は、要介助者の特徴としてみることができる。

IV. 考察

1. 肢体不自由単一障害を中心とした進路先の傾向

206名の進路実績を確認すると、進学49.0%、就職38.8%、社会福祉施設等36.9%、教育訓練機関等25.7%、その他

26.2%であった。206名が肢体不自由校を卒業した2004年以降における文部科学省（2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022）が公表した肢体不自由校全体の進路実績の平均を確認すると、社会福祉施設等入所・通所77.9%, その他10.0%, 就職7.5%, 教育訓練機関等3.0%, 進学1.9%であり、その傾向は大きく異なっている。肢体不自由単一障害、あるいは、重複障害であっても他者とのコミュニケーションを自発的にとることができる者の場合、社会福祉施設等入所・通所を社会参加の場とする以外にもその機会が広がる傾向にあると推測することができる。とりわけ、進学や就職、教育訓練機関等といった、自分自身による意思決定、進路選択・決定のために自分自身による行動が極めて重要となる分野への機会拡大がみられる。

2. 要介助である場合の進路先の傾向

肢体不自由児・者は、運動機能の障害が主たる障害であるため、身辺自立の程度において、個性が高く、介助者による支援を日常から必要とする者が少なくない。206名についても67名（32.5%）が日常生活を営む上で必ず介助者による支援を必要とする要介助者であった。

進路先別の要介助者をみると、福祉的就労や作業等を通じた社会参加や自立訓練を行うことで自らの社会生活を拓くための生活介護事業（延べ18名, 75.0%）と就労継続支援事業B型（延べ11名, 42.2%）を中心に、社会福祉施設等入所・通所（延べ36名, 47.4%）が最も多かった。これに対し、一般就労である公務員等と、労働基準法に基づく雇用型の支援と賃金支給がなされる就労継続支援事業A型が延べ0名（0.0%）、民間企業等における一般就労を目指すための職業能力開発校等が1名（2.6%）という点が確認された。これらの実態からは、要介助者は福祉的就労へ参画しやすい反面、一般就労のうち公的機関における勤務や、介助を前提としない福祉的就労は、現状において参画に制限があると推測することができる。

公務員等や就労継続支援事業A型、職業能力開発校を進路選択することが困難と考えられる一方、民間企業等は延べ15名（25.9%）、自営に至っては延べ7名（87.5%）が要介助の状態に進路を選択している。自営については、各種障害福祉サービス等を活用しながら、業務を遂行しやすい環境を整え、自らの障害の状態や生活のスケジュールにおいて仕事に取り組むことが可能となることから、自営業に挑む要介助者が増加しており、本研究における延べ8名の自営選択者のうち延べ7名が要介助者であることから、この傾向が顕著であると考えられる。民間企業等については、公務員等とは異なり、25%程度が要介助者であることから、身辺自立が絶対的な採用条件ではないということがわかる。ただし、法定雇用率制度が確立して障害者雇用の

枠を利用して一般就労を実現する者が年々増加している状況や、ICTを活用した在宅就労・テレワークの促進が要介助者の採用を促進していると考えられる要素はあるが、Table5にみられるように、一般就労を選択した要介助者15名のうち、大半が障害福祉の知見がある業種への就職や、知人や家族の特筆した支援があるという個別的な事情があるケースであること、また、在宅就労者についてもわずかに3名であることから、法制度等の確立が直接的に要介助者の雇用を促進しているとは考えにくいといえる。

社会福祉施設等入所・通所に続いて要介助者の割合が高いのは、大学等への進学（延べ40名, 39.6%）であり、また、教育訓練機関に位置付けた専修学校でも延べ3名（21.4%）であることから、高等教育機関等における合理的配慮の提供が、要介助者の進学や就職に向けた学びへの参画を促進していることが考えられる。

進学に次いで要介助者の割合が高いその他の21名（38.9%）のうち、15名は在宅であった。この結果から、要介助者の場合は家庭生活を営むことが地域社会で生きるための選択肢の一つであると考えられる。その一方、介助を必要としない者においても在宅が28名いるという点にも着目すると、肢体不自由児・者の場合には、個々の身体的な状況を考慮しながら在宅において生活を営む道を進路選択の一つにしていることがあるといえる。また、要介助を中心に進路選択の制限がある点から、在宅を選択せざるを得ない状況があるとも推測することができる。この状況にある者が少なくないという場合には、そこに何らかの大きな課題があるといえる。

3. 大学等を経た要介助者の進路先の傾向と課題

206名のうち、一般就労を選択した者は延べ80名、そのうちの要介助者は延べ22名であるが、延べ22名のうち延べ19名が大学等を卒業・修了しているのを確認した。このことから、大学等を経た場合には、一般就労への門戸は広がる傾向にあることが確認できる。ただし、この延べ19名のうち、延べ7名は自営で自らが望む就業環境を構築する道を選択しているために、多様な職種に従事しているが、これに対して、民間企業等の延べ12名については、障害福祉サービス事業やこれに関連する職種、あるいは、特例子会社に勤務したことにより、雇用主が合理的配慮に関する知識を有する環境にある。要介助者である場合には、現在の一般就労のスタイルにおいては、従事できる業種・職種にある程度の制限が生じやすいと考えられる。

また、介助や移動の負担を軽減することが可能となるために、重度障害者の働き方として促進されているテレワーク・在宅による勤務を行う者が、わずか3名という点からは、要介助者が自宅等で勤務する際において対応すべき課題があると考えられる。例として、業務で用いるICT機器の操作やシステムトラブル等に対する自己解決のための技

術習得の研修や専門的なICT資格の取得といった事項への支援、あるいは、自宅等における業務中に同一空間へ介助者や家族が勤務場所へ入ることによる企業内の守秘義務等の取り扱いに関する基本的ルールの確立等が必要といえる。これらの課題を解消し、テレワークを促進するためには、要介助者自身のICTスキル向上、企業による在宅勤務者の業務内容に関する検討の実施が考えられる。また、こうした検討とともに、特別支援学校在籍中、あるいは、大学等への進学時、または、卒業・修了後に自身が望む就労スタイルについての基本的なスキルを身に付けるための教育プログラムの構築が必要と考えられる。

4. 要介助の肢体不自由児への在学中の指導

肢体不自由児・者には、肢体不自由単一障害、あるいは、肢体不自由と視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱・身体虚弱を重複する場合であっても、言語による他者とのコミュニケーションを自発的に図ることができるために、自身の意思により進路を検討することが可能な状態にある者は一定数存在する。こうした者のうち、日常から要介助である場合には、社会参加に制限が生じることは少なくないといえる。こうした要介助者については、「業務を遂行するための介助」、並びに、「業務遂行とは直接的に関わらない日常生活における行為の介助」の双方が、就労等の場において提供されることにより、社会参加の機会が拡大することにつながる。なお、近年増加する医療的ケアを必要とする肢体不自由児にも関わる。

このことは、重度肢体不自由者の進路選択において、とりわけ就労に関して介助と移動の課題が選択に制限をもたらしていることを意味しているが、介護給付である障害福祉サービスが、事業所内及び在宅における就業時間には提供できないことが問題として存在してきたことによる。ただし、近年では、地方公共団体を中心にこの問題を解消するための施策を実施している。さいたま市（2019）は、全国に先駆けて、常時介護が必要な重度障害者の日常生活に係る支援を在宅就労中に行い、就労機会の拡大を図る取り組みを開始した。ほどなくして、厚生労働省（2020）においても、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を策定し、地域生活支援事業である重度訪問介護や同行援護、行動援護を利用する者を対象に、重度障害者等の通勤時の支援と職場等における支援の実施を促進した。この事業の支援対象は、移動・外出に係る付き添い、公共交通機関を利用した通勤に係る指導・援助のほか、情報処理機器の準備・調整、代読・代筆、録音図書の作成、書類の整理等の業務遂行に関する事項、また、業務中に生じる排泄や食事等の介助、喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等についてもその対象として整備されつつある。そのため、要介助の肢体不自由者の業務遂行と通勤が円滑となる可能性が高まっている。このように、生活に係

る支援を労働の場にも適用できる法体制の改善が、肢体不自由者の自立と社会参加の門戸を広げることにつながる。

こうした現状においては、進展する介助やケアに関する制度等の改善と同時に、肢体不自由児自身が自己の周辺の課題を自ら解決しながら主体的に社会参加する力を育む教育活動の改善と積極的な展開が必要といえる。そのため、中学生や高校生段階における進路指導では、自ら生活を築く視点において必要なサービスを適切に受けながら進路を実現させるためのキャリア発達を促す指導が求められる。

V. 今後の課題

肢体不自由単一障害、あるいは、肢体不自由と視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱・身体虚弱を重複する場合であっても、言語による他者とのコミュニケーションを自発的に図ることができるために、自身の意思により進路を検討することが可能な状態にある肢体不自由児、とりわけ要介助者に立ちほだかる進路選択の制限を解消するには、法制度の改善と同時に、肢体不自由校在学期間にわたる指導上の課題を詳細に明らかにし、課題解消に向けた進路指導、ひいては、キャリア教育の具体的な在り方について検討を要する。

本研究を礎に、肢体不自由校在籍児が、自己の学習上又は生活上の困難を自己省察し、どのような支援を・どのように享受して自分の道を切り開くべきかについて主体的に考えるための教育方法の構築について研究を進めたい。

謝 辞

本研究へのご協力を賜りましたA校関係各位に深謝いたします。

文 献

- 石渡和実（2000）肢体不自由児の「就労」と自己決定．肢体不自由教育，145，14-22．
- 江ヶ崎健雄（2013）肢体不自由特別支援学校における就労支援－東京都内における取り組みを通して－．淑徳大学大学院総合福祉学研究科研究紀要，20，39-58．
- 江田裕介・田川元康・石本真佐子（2007）肢体不自由児の社会生活能力の発達と学校卒業後の進路．和歌山大学教育学部紀要・社会科学，57，33-41．
- 加藤隆芳（2016）肢体不自由児のキャリア発達を促すための指導方法，障害特性を踏まえた就労支援方法の開発に係る実践研究．筑波大学附属桐が丘特別支援学校研究紀要，52，13-32．
- 川守田正康（1985）肢体不自由養護学校高等部卒業生の職業と生活－非就労者の就労レディネスと教育要求－．國学院女子短期大学紀要，3，74-93．
- 倉本義則（1993）運動障害者の職業指導と訓練．三沢義一

- (編), 運動障害児の心理と指導. 日本文化科学社, pp133-142.
- 厚生労働省 (2020) 「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の実施に向けた対応状況等について. 第100回社会保障審議会障害者部会資料2 (抜粋), 2020年8月28日, <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000675279.pdf> (2023年8月31日閲覧)
- 雇用職業総合研究所 (1982) 重度障害者の就業に関する実態調査. 職研調査研究報告書, 19, 1-142.
- さいたま市 (2019) さいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱. さいたま市, 2000年10月6日, https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/006/p064509_d/fil/youkou.pdf (2023年3月31日閲覧)
- 佐々木順二・高野聡子・長塚修一・岡典子 (2006) 肢体不自由養護学校における重度・重複障害生徒の移行支援ニーズへの対処の在り方－進路指導と個別移行支援計画の意義－. 福岡教育大学障害児治療教育センター年報, 19, 27-37.
- 佐藤俊之・片山義弘・岩崎貞徳 (1968) 脳性麻痺者の職業適応について. リハビリテーション医学, 5 (2), 116-120.
- 障害者職業総合センター (1994) 職業的困難度からみた障害者問題－障害者および重度障害者の範囲の見直しをめぐって－. 1-59.
- 諏訪田克彦 (2007) 雇用につながる就労支援と今後の課題. 神戸親和女子大学福祉臨床学科紀要, 4, 37-44.
- 手塚直樹 (1981) 高等部教育と進路. 社会福祉選書7障害者福祉論. 光生館, pp65-68.
- 手塚直樹 (2000) 盲学校, 聾学校及び知的障害・肢体不自由・病弱養護学校高等部卒業者の進路と企業就労. 日本の障害者雇用－その歴史・現状・課題. 光生館, pp229-256.
- 手塚直樹・松井亮輔 (1984) 障害者雇用の将来的課題－重度化への対応－. 一番ヶ瀬康子・調一興・高橋孝文・手塚直樹・三沢義一 (編), 講座障害者の福祉5障害者の雇用と就労. 光生館, pp102-107.
- 飛松好子 (1999) 脳性麻痺治療における脳性麻痺者の就労に関連する個体要因. リハビリテーション医学, 36 (2), 97-99.
- 檜垣欣吾 (1986) 障害者の職業問題－3. 肢体不自由養護学校卒業生の進路－. 理学療法と作業療法, 20 (11), 777-784.
- 星加節夫 (2008) 生活環境改善と障害者のキャリア形成－重度肢体不自由者の雇用事例より－. 職業リハビリテーション, 22 (1), 21-27.
- 細村迪夫 (1997) 養護学校高等部普通科における職業教育の在り方を考える. 肢体不自由教育, 129, 4-11.
- 堀田千絵・伊藤一雄・八田武志 (2014) 障害を有する児童・生徒のキャリア発達を促す教育課程及び指導法の構築－発達障害, 病弱, 肢体不自由, 重症心身障害者に対する特別支援学校の進路指導実践から－. 人間環境学研究, 12 (2), 135-143.
- 三沢義一 (1967) 脳性まひ児の職業適応と後指導. 橋本重治 (編), 脳性まひ児の心理と教育. 金子書房, pp205-207.
- 三沢義一 (1972) 卒業後の指導. 橋本重治 (監), 肢体不自由教育概説. 日本肢体不自由児協会, 192-199.
- 三沢義一 (1988) 肢体不自由児と進路指導. 三沢義一・三ツ木任一 (編), 肢体不自由教育講座6進路・生活. 日本肢体不自由児協会, pp27-32.
- 三沢義一 (1993) 運動障害児の進路指導. 三沢義一 (編), 運動障害児の心理と指導. 日本文化科学社, pp96-103.
- 文部科学省 (2005) 特別支援教育資料 (平成16年度). 文部科学省, 2005年5月, <https://www.nise.go.jp/nc/database/h16>. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2006) 特別支援教育資料 (平成17年度). 文部科学省, 2006年, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/003.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2007) 特別支援教育資料 (平成18年度). 文部科学省, 2007年, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2008) 特別支援教育資料 (平成19年度). 文部科学省, 2008年4月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/020.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2009) 特別支援教育資料 (平成20年度). 文部科学省, 2009年4月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1279975.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2010) 特別支援教育資料 (平成21年度). 文部科学省, 2010年4月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1297212.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2011) 特別支援教育資料 (平成22年度). 文部科学省, 2011年4月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1309805.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2012) 特別支援教育資料 (平成23年度). 文部科学省, 2012年6月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322973.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2013) 特別支援教育資料 (平成24年度). 文部科学省, 2013年6月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1335679.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2014) 特別支援教育資料 (平成25年度). 文部科学省, 2014年6月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1348283.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2015) 特別支援教育資料 (平成26年度). 文部科学省, 2015年6月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1358539.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2016) 特別支援教育資料 (平成27年度). 文部科学省, 2016年6月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1373341.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省 (2017) 特別支援教育資料 (平成28年度). 文部

- 科学省，2017年6月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1386910.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省(2018)特別支援教育資料(平成29年度). 文部科学省，2018年6月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省(2019)特別支援教育資料(平成30年度). 文部科学省，2019年6月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00001.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省(2020)特別支援教育資料(令和元年度). 文部科学省，2020年9月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00008.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省(2021)特別支援教育資料(令和2年度). 文部科学省，2021年10月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00009.htm. (2023年8月31日閲覧)
- 文部科学省(2022)特別支援教育資料(令和3年度). 文部科学省，2022年11月，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00010.htm. (2023年8月31日閲覧)